

※詳しくは圖に問い合わせください。

環境を守るため、浄化槽管理者には、浄化槽法で3つの義務があります。

**【浄化槽管理者の3義務】**

①**保守点検** 浄化槽の機能を保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、ブローアの調整などを行います。家庭用浄化槽は4カ月に1回以上の点検が必要です。

②**清掃** 浄化槽内に溜まった汚泥などの引き出しや調整、機器類の掃除・洗浄など

**浄化槽の維持管理をお願いします**

圖 企業局建設課  
☎ 64・2700

**●対象排水区**  
四ツ山、西原、万田、日の出、宮内出目、大平

**雨水排水路などの調査を行います**

令和2年7月豪雨で内水被害が多かった地域の雨水排水路などの現地調査を行います。調査結果は今後の雨水対策に活かします。

調査員は身分証を携帯しています。不審に思ったときは問い合わせください。

皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

設備修繕のため潮湯の営業を休止していましたが、現在、営業を再開しています。なお、潮湯敷地内では「憩いの場」設置工事を行っています。利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

**潮湯の営業を再開しています**

**潮湯の営業を再開しています**

圖 環境保全課環境業務係  
☎ 63・1370

圖 県指定検査機関（公益社団法人熊本県浄化槽協会）  
☎ 096・284・3355

を行います。最低でも、年に1回は清掃してください。

③**法定検査** 浄化槽の放流水質が基準を満たしているか、維持管理や使い方が適切かを判定します。法定検査は県の指定検査機関（熊本県浄化槽協会）による使用開始後3〜5カ月以内に行う検査（7条検査）と年1回定期的な検査（11条検査）が必要です。

圖 県指定検査機関（公益社団法人熊本県浄化槽協会）  
☎ 096・284・3355

県や市町村の最新統計資料などを掲載しているコンパクトで使いやすい市民手帳を販売します。

在庫がなくなり次第、販売は終了しますので、希望者は早めにご購入ください。

**【主な内容】**（2部構成）  
①**日記編** 月間予定表、見開きカレンダー  
②**資料編** 市民課窓口事務案内・保健予防事業のご案内、市避難所一覧など

**【価格】** 550円（税込）  
**【サイズ】** 横9.4cm×縦17cm  
**【販売開始日】** 11月4日（水）  
**【販売場所】** 市役所2階 文化企画課

※1階での購入を希望する人は、総合案内にお申し出ください。

※予約者には、注文冊数分用意しています。

圖 文化企画課行革統計係  
☎ 57・7184

**2021年版市民手帳を販売します**

図 文化企画課行革統計係  
☎ 57・7184

図 文化企画課行革統計係  
☎ 57・7184

図 文化企画課行革統計係  
☎ 57・7184

**地域おこし協力隊 活動便り Vol.50**

荒尾市地域おこし協力隊員は、最長3年の任期のもと、荒尾の魅力を知り、伝え広げる活動を日々行っています。

隊員の主な活動内容や活動予定をお伝えします。



荒尾の魅力、荒尾の情報をFacebook、Instagramで発信中



荒尾市地域おこし協力隊 Facebook



荒尾市地域おこし協力隊 Instagram



**◆石雷隊員（令和元年9月着任／地域振興担当）**

大牟田市内に3か所の荒尾市があるのを知ってビックリしました。周りの家や土地は全て大牟田なのに、そこだけ荒尾！約400年も続いたこの「飛び地」は全国にいくつもあります。村全体が他県の飛び地だったり、飛び地の中に飛び地があったり、小さな飛び地が集まっていたりとさまざま。でも「県境をまたいだ飛び地」は日本全国に幾つかある中で、市街地で気軽に訪れることができるのは、中国地方以西の西日本ではここ（大牟田・荒尾）だけだと住んでみて分かりました。皆さんがご存知のいろいろな荒尾の宝、是非教えてください。

※詳しくは圖にお問い合わせください。

**令和3年成人式を企画・運営する地区代表者を紹介します**

圖生涯学習課  
☎ 57-8125

各地区から代表者を募って、成人式の企画・運営を行っています。今年度は新型コロナウイルス感染症のため、例年と違った成人式に向けて準備をしています。思い出に残る素晴らしい成人式を作り上げますので、新成人の皆さんの参加をお待ちしています。

- 日時 令和3年1月10日（日）午後2時～3時（受付 午後1時～）
- 場所 文化センター 大ホール
- 対象者 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの人 詳しくはホームページをチェックしてね
- 内容 式典、記念行事



**各地区代表者の皆さん**

- 荒尾：村上隼人・中原かんな
- 万田中央：田頭大・木場田優衣
- 平井：澤井彩香・東梨花
- 府本：中川勝太郎・小柳友莉菜
- 八幡：芥川拓未・山下朱璃
- 有明：塩塚友梨・林田和美
- 緑ヶ丘：丸尾菜々子・宗像真子
- 中央：原田翔太・岩崎美咲
- 清里：中川七海・隅倉瑞穂
- 桜山：卯野木夢来・猿渡小春



各地区代表者の皆さん

**農地とセットで空家を売りたい人、買いたい人へ農地付き空家バンク事業を開始しました**

一般の人が小規模な農地を取得して農業を始めたいと思っても、農地法の規制により、新たに農業を始めることができない場合があります。市では、遊休農地の発生防止、移住定住・新規就農者の受入れ促進を目的に「農地付き空家バンク事業」を開始し、空家バンク登録物件とセットで農地を取得する場合、農地取得の要件を緩和して、新たに農地を取得しやすくしました。

※空家バンクとは、市役所が窓口となって空家の売買や賃貸借の成立を目指す仕組みのことで、市では平成28年度から空家バンク事業に取り組んでいます。

**農地付き空家バンクってどんな事業なの？**



荒尾市で農地を取得する人は、農地を30アール以上耕作すること（下限面積）が定められていますが、空家バンク登録物件とセットで農地を取得する場合に限り、下限面積が1アール以上に緩和され、小規模な農地でも農業を始めることができます。

**農地付き空家を売りたい人**

- 【必要な手続き】**
- ・空家バンクの登録申請
  - ・農地の特例面積適用申請
- 【手続きの流れ】** 空家の物件調査や農業委員会の審議などの後、「空家バンク」に登録されます。

**農地付き空家を買いたい人**

- 【必要な手続き】**
- ・空家バンクの利用申請
  - ・農地の取得申請
- 【手続きの流れ】** 空家バンクの利用審査や農業委員会の審議、所有権移転などの後、空家への入居、農地の耕作が可能となります。

**問い合わせ**

農地に関して 圖 農業委員会事務局 ☎ 63-1459  
空家に関して 圖 建築住宅課空家対策推進室 ☎ 63-1660